

## 第 1 回 筑後市 農業委員会 総会議事録

日 時 令和 5 年 7 月 20 日 午後 3 時 14 分～午後 4 時 35 分  
場 所 筑後市中央公民館 視聴覚室  
出 欠 者 出席者 16 名 欠席者 0 名  
議 事 1. 臨時議長選出  
2. 仮議席の指定  
3. 市長あいさつ  
4. 市議会議長あいさつ  
5. 委員及び職員紹介  
6. 会長互選  
7. 副会長互選及び会長職務代理者決定  
8. 議席の決定  
9. 地区担当委員の選任  
10. 各種委員会の委員等の選出  
11. 申し合わせ事項  
12. 議事録署名委員の指名  
協議（報告）事項

### 出席委員（16名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
15 番	岡本 義照	16 番	近藤 茂

### 本会議に出席した職員

建設経済部長 長 野 秀 文  
事務局長 井 上 浩 二

課長補佐 中村敏和  
事務局職員 近藤君枝

午後3時14分 開会

### ○事務局

辞令交付式に引き続きまして、筑後市農業委員会第1回総会へ移らさせていただきます。

早速ですけど総会資料の裏のページをご覧頂きたいと思います。

第1回の農業委員総会日程を付けておりますけど、この日程表によりまして進行をさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

最初に今日の臨時議長の選出でございます。日程第1になります。会長が決まりますまでの間、臨時の議長をお願いするものでございます。

選出の方法につきましては、地方自治法に基づきまして、慣行として年長の方に臨時の議長を行っていただいております。

本日の出席委員さんの中で、岡本義照委員が年長の委員さんでございますので岡本委員に臨時の議長をお願いしたいと思います。

それでは岡本委員、臨時議長の席へお願い致します。

(臨時議長移動)

それでは、これより先の進行につきましては臨時議長をお願いしたいと思います。

### ○臨時議長

只今、ご紹介をいただきました岡本でございます。

臨時議長の職務を行わせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

これより第1回農業委員会総会を開催いたします。ただちに日程に入ってよろしいでしょうか。(はい)

ご異議もないようですので、日程第2、仮議席の指定を行います。只今着席されております議席を仮議席に指定いたします。

日程第3、市長あいさつ

## ○市長

農業を取り巻く情勢は、ロシアのウクライナ侵攻や経済情勢等の影響により依然として燃油をはじめ資機材や飼肥料価格が高止まり傾向となっており、厳しい状況が続いています。また、7月に入り北部九州では、再び大雨による災害にみまわれ隣接する地域において大きな被害が出ている。農業委員の皆様には、担い手への農地の集積や農地パトロールなど、農地利用の推進や遊休農地対策にご尽力をいただいております。今後ともご協力をお願いしますとのあいさつがあった。

## ○臨時議長

日程第4、市議会議長あいさつ

## ○市議会議長

6月議会で、提案されました16名の皆さん方は、筑後市の農業委員として、議会も承認をしたところです。そのことをまずお伝えをしたい。農業委員会の設置目的は農用地の適正化の推進機関というふうに法律でなっている。

担い手、農家への農地の集団化、集約化や農業への参入者を掘り起こししていただき筑後市の農業が発展するように、そしてまた筑後市が発展するように、農業委員会の皆さん方からも十二分なるご支援ご協力をいただきますようにとのあいさつがあった。

-----（市長、市議会議長退席）-----

## ○臨時議長

次に日程第5、委員及び職員の紹介を行います。資料の13ページの委員名簿をご覧くださいと思います。

仮議席の順でお座りいただいておりますが、時間の都合上1列ずつ前に出てきていただき自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、1列目の皆様、お願いいたします。

-----（委員、職員紹介挨拶）-----

## ○臨時議長

日程第6、会長の互選について議題といたします。

内容については事務局長より説明をいただきたいと思います。

## ○事務局

はいそれでは私の方からですね、会長の互選について説明をいたします。総会資料の1ページをお願いいたします。

1 ページの方ですね、筑後市農業委員会の規定、それから2ページ3ページですね、農業委員会等に関する法律の抜粋を載せております。そちらの方ですね1ページの方、農業委員会の規定第3条第1項こちらですね、会長の互選の方法が書いてあります。互選はですね、委員さんが単記無記名投票を行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。ただしですね得票数が同じものが2人以上あるときはくじで定める。

それから第2項ですね、前項の規定にかかわらず委員中に異議がないときは、指名推薦の方法によることができるとなっております。

そういうことですので、どちらかの方法ですね、会長を選出していただきというふうなことになります。簡単ですが説明は以上でございます。

#### ○臨時議長

はい、いただきます事務局の方から説明があった通りでございますが、会長互選については、投票による方法と推薦による方法がありますが、どのような方法で行った方が良いか、承りたいと思いますが、よろしくをお願いします。

#### ○委員(仮4番)

3条の規定で無記名投票と推薦ということになっておりますが、どっちでもよかちゅうことでしょ。(はい)

流れ的に言いまして3期目の西牟田の近藤茂委員を私は推薦したいと思うんですけど、その前に推進委員をされて、その前が、農業委員ということで農業委員の規約とか結構詳しいけんですね。近藤委員を推薦したいと思いますのでよろしく願いいたします。

#### ○臨時議長

今、城戸委員さんの方からお話がありました推薦による方法でお願いしたいということですが、推薦を承って、よろしゅうございますか。(はい)  
今名前が出ました近藤さんということに推薦いただいておりますが、ご意見ありませんか。(異議なし)

それではですね、近藤さんを会長としてお願いしたいと思います。  
よろしくをお願いします。会長が決まりましたので臨時議長の職をおろさせていただきます。すいません、新会長のご挨拶をよろしくをお願いします。失礼しました。

#### ○会長

今、推薦をいただいた近藤茂と申します。正直言いますとですね、私も意中の人がい

らっしゃって、当然その方とっておりましたけど、固辞されたということで、それでそれこそ青天の霹靂と申しますか、お引き受けするようになりました。私も推進委員と農業委員を1期それぞれ行いましたけど、知識も能力もありません。しかし、お引き受けした以上、全身全霊一生懸命やりたいと思いますから、なにとぞご協力をお願いします。

#### ○臨時議長

会長のあいさつも終わりました。臨時議長の職をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

ここで5分間休憩ということでございますのでよろしくお願いいたします。

----- (臨時議長 退任) -----

#### ○議長(会長)

ただいまより議事に入りたいと思います。日程第7、副会長互選及び会長職務代理者の決定について議題とします。

内容について事務局長より説明させます。

#### ○事務局

はいそしたらですね副会長の互選になります。先ほどの資料の1ページを同じところになります。その中の第4条になります。

第4条、委員会の副会長2名ということでございます。それから第2項にですね、第2条第3条の規定は副会長に準用するというので、会長のときと同じようになりますよということでございます。

それでいきますとですね、これも、この副会長の互選というのは投票の方法で上位の2名ですね当選人とするということになります。

ただし、得票数が同じ者が2人以上ある場合は、またくじになるということでございます。それから第4条の第2項、投票の規定がありますけれども、前項の規定に関わらずですね、委員中に異議がないときは指名推薦の方法によることができるとなっております。

副会長の選出についての説明は以上でございます。

#### ○議長

ただいま事務局説明のとおり、副会長互選については選挙による方法と推薦による方法があるようですが、どのような方法で行ったがよいか、どなたかご意見はありません

か。

**○委員 (仮3番)**

筑後北の中村です。自分から推薦させていただきたいと思われる方がおりますがよろしいでしょうか。

3期されておりますし、この委員会の年長者である岡本義照さんと、今後これからの女性委員さんの推進とかも必要になってきますので、女性の方から成清輝美さんを推薦したいと思いますけれども、よろしくお願いします。

**○議長**

ただいまですね、中村委員より推薦のご意見がありましたが無他にございませんか。(ありません)

他にご意見もないようでございますので推薦することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議もないようですので、お二人の推薦を決定したいと思います。

それではですね。

副会長さん2名がですね、決定いたしまして、この中から1名がですね、会長職務代理者となっていただくこととなりますが、岡本委員にですね、会長職務代理となっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(はい)

異議もないようですから決定します。

それではお二人よりそれぞれごあいさつをお受けしたいと思います。

**○委員 (仮1番)**

只今、推薦いただきました岡本でございます。会長はじめ、みなさん農業委員さんの全員のメンバーで明るく楽しく元気よく筑後市農業委員会盛り立てていきたいと思えます。よろしくお願いします。

**○委員 (仮13番)**

成清です。あと3年間井寺さんとふたりで女性農業委員を増やしていきたいという意欲に燃えております。今日も先ほど彌吉議長がいらっしゃいましたけど、さっそくアポをとってお尋ねしたいとみなさんと話しております。一生懸命あと1名だけでも確保したいなと思っております。協力の程よろしくお願いします。

**○議長**

ありがとうございました。

次に、日程第8議席の決定を行います。事務局より説明いたします。

#### ○事務局

それでは、議席の決定についてご説明を申し上げます。

従来の慣行では、決まっているのは会長および副会長につきましては、議席番号は、くじをすることなく定めております。会長が16番、副会長の職務代理者の岡本委員が15番、もう一人の副会長成清委員が14番となります。

このため、1番から13番までを仮議席の若い順番に抽選棒を引いていただきまして、議席を確定させます。抽選棒を職員が持ってまいりますので、一つずつ引いていただきたいと思えます。

----- (抽選) -----

#### ○議長

それでは抽選を行っていただきまして議席が決定いたしましたので事務局より報告をお願いいたします。

#### ○事務局

- 1番が松永 博視 委員
- 2番が富安 春二 委員
- 3番が吉武 正悟 委員
- 4番が鶴田 清 委員
- 5番が田島 雅弘 委員
- 6番が河原 努 委員
- 7番が溝口 弘之 委員
- 8番が中村 伸秀 委員
- 9番が下川 一馬 委員
- 10番が中村 勇次 委員
- 11番が城戸 孝行 委員
- 12番が井寺 知江子 委員
- 13番が下川 隆稔 委員
- 14番が成清 輝美 委員
- 15番が岡本 義照 委員
- 16番が近藤 茂 委員

○議 長

いま事務局より報告いたしましたとおりでございます。暫時休憩とします。

議席が決定しましたので議席への移動をお願いいたします。

----- (議席の移動) -----

----- (再開) -----

○議 長

日程第9、地区担当委員の選任について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局

資料の4ページをお願い致します。

農業委員会等に関する法律第17条第6項により、推進委員を委嘱しないこととした農業委員会は、法第6条第2項に規定する事務、農地利用の最適化活動について、各委員が担当する区域を定めなければならないと定められておりますので、校区から推薦を受けられた委員さんは、その区域の担当委員になります。また、それ以外の委員さんも担当区域を定めなければならないということがございますので、今回4ページに書いておるような案を提案させていただいております。

読み上げます。

筑後地区 岡本 義照 (おかもと よしてる) 委員

富安 春二 (とみやす しゅんじ) 委員

羽犬塚地区 鶴田 清 (つるだ きよし) 委員

田島 雅弘 (たじま まさひろ) 委員

筑後北校区 中村 伸秀 (なかむら のぶひで) 委員

河原 努 (かわはら つとむ) 委員

松原地区 城戸 孝行 (きど たかゆき) 委員

河原 努 (かわはら つとむ) 委員

古川地区 溝口 弘之 (みぞくち ひろゆき) 委員

田島 雅弘 (たじま まさひろ) 委員

水田地区 下川 隆稔 (しもかわ たかとし) 委員

富安 春二 (とみやす しゅんじ) 委員

水洗地区 中村 勇次 (なかむら ゆうじ) 委員

成清 輝美 (なりきよ てるみ) 委員



下妻地区 下川 一馬（しもがわ かずま）委員  
井寺 知江子（いでら ちえこ）委員  
古島地区 吉武 正悟（よしたけ せいご）委員  
成清 輝美（なりきよ てるみ）委員  
二川地区 松永 博視（まつなが ひろみ）委員  
井寺 知江子（いでら ちえこ）委員  
西牟田地区 近藤 茂（こんどう しげる）委員  
河原 努（かわはら つとむ）委員

以上のとおりお願いしたく、ご提案申し上げます。以上です。

#### ○議 長

地区担当委員の承認ということで、事務局からの提案について、ご質問、ご異議のある方、どうぞお願いいたします。

（質問なし）

ご異議もないようでございますので決定することにいたします。

担当となられました委員さんにつきましては、どうぞよろしくお願い致します。

次に日程第10、各種委員会の委員等の選出について議題とします。事務局の説明を求めます。

#### ○事務局

それでは、資料の5ページをお願いいたします。

まずは、最初の分です。福岡県農業会議の普通会員です。

これにつきましては、農業委員会の連携団体になりますけれども一般社団法人 福岡県農業会議というところがございまして、その定款において、各市町村の農業委員会の会長が普通会員とされておりますので、ご承認をお願いしたいと思います。

次に、筑后市農業振興地域整備促進協議会の委員でございます。

これは、農政課を主幹とする、農業振興地域整備計画に関する事項について調査協議する組織でございます。同協議会の規則で農業委員会からは、正副会長がそれにあたるということになっておりますので、正副会長の3名の方に就任をお願いするところでございます。

それから、筑后市農業振興対策協議会の委員でございます。

これも、農政課を主幹とする、市長の諮問に応じまして農業振興に資するため調査協

議する組織でございます。同協議会規則で農業委員会からは、正副会長となっておりますので、3名の正副会長に就任をお願いするものでございます。

次に、筑後市都市計画審議会の委員でございます。

これは、都市対策課を主幹とする、筑後市の都市計画に関し、市長の諮問に応じ審議する組織でございます。農業委員会から1名を識見を有する者として推薦を依頼されております。従来、この職には3役の中からお願いしておりました。今回の改選により、委員を決めていただく必要が生じたところでございます。

慣例によりますと副会長から就任いただいておりますけれども、職務代理者ではない副会長さんのほうを基本としてお願いをしております。今回成清委員にお願い出来ればと思っております。

最後に、農業者年金加入推進部長でございます。

こちらにつきましては、前任が青年卒の委員さんでございましたので、今回の改選により後任を決めていただく必要が生じたところであります。

なお、期間、任期につきましては7月から来年2月までの間となっております。事務局の案としては引き続き青年卒で河原委員にお願いできればと思っております。説明は以上でございます。

## ○議長

ありがとうございます。只今事務局が申し上げましたとおりでございます。ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議もありませんので、事務局案のとおり決定いたします。

日程第11、申し合わせ事項について議題といたします。

申し合わせ事項については、慣例もあるようですので、事務局より報告をいたします。

## ○事務局

それでは、申し合わせ事項につきましては、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の6ページをご覧ください。まず一番上からですね、申請書等の調査についてということではいろんな申請が来ます。農地に関するその調査ですね、地区担当委員さん左側の地区から推薦いただいた方が、主にこちらの仕事をしていただく。ただ地区担当員さんが病気とか出張とか行かれた場合は、副担当の方をお願いをしたいと思います。

(1)の属人によるもの農地法の3条とか18条とかいうところと新しい耕作者が属する地域、新しい耕作者が市外在住の場合は属地になります。

(2)属地によるもの農地法の4条5条転用とか各種証明につきましては属地。例えば私は二本松に住んでいますので二本松の農地を転用されるということであれば、筑後校区になりますので岡本委員さんのところに印鑑をもらいに行ってくださいということになります。

それと2番の事前調査は毎月28日が基本の日になりまして、会長さん副会長さん、農業委員さんが2名輪番制になります。後から言いますけれどもそちらのほうでしていただきます。これは議案が毎月20日であがってきます。それを議案書にしまして事前に一度チェックをしていただくということになります。

これも輪番制になりますので、会長さん副会長さん3名の方は毎月お越しいただくということになります。他の委員さん2名は順番で来ていただくことになります。28日が原則で朝9時からだいたい1時間から1時間半で案件によっては農地の転用の場合に、ここは見に行ったほうがよいだろうという時は、その5人と私共で現地を一度確認に行きます。それと2の2で基盤法の調査委員確認について、3条に準じて属人という形になります。中間管理事業というものがございまして書類を作成するときに担当の地区委員さんが市役所のほうにおいでいただくと。日程調整をしますですのでそれをお願いをしたいということになります。

(2)の中間管理事業を活用しない場合は写しを通知する。それと所有権以外の基盤法申請については、従来通り、調査印、通知なしということでございます。初めての委員さんはなんやらかということもありますけど、おいおい慣れていただきたいというふうに思います。

3番の議案の取り扱い及び関係人の出頭についてでございます。追加議案については、真にやむを得ないものに限定し、その動議は農業委員により提案するということでございます。それと継続となった議案については、原則として次回の総会に再提案すること。それと3番目に議案にかかる出頭要請ですね、こちら法律でも決まっております3条の内、農業開始者、及び市外の者で初めて筑後市内に農地を取得される方。それと4条5条の転用の方で筑後市内で初めて分譲とか建売住宅を転用する事業者さんはこちらに来ていただいて総会の時にいろいろ説明をいただく。そして皆さま方から質問があればそれに答えていただくというふうになってございます。③としてその他、建物無しの

資材置場など事前調査委員及び正副会長が必要と認めた方について総会に来ていただくということになってございます。

4番ですね地区担当委員が、ないでしょうけど無断欠勤した場合は、その議案は継続とする。ただし、代理委員の議案説明のある場合を除くと7ページをごらんください。

5番ですね許可取り消し願いのあった議案、農地法の3条、4条、5条については、同じ申請地について再度議案を提出する場合には、次回以降の総会に提案するものとする。ただし、事前調査の際にかけていいですよと認められた場合を除くというふうにしております。

それと、その他、総会で出頭の必要について認められた場合。

7番ですね、7番は事前に配布された議案書、事前調査が終わりましてですねその後に皆さまに郵送をします議案書とか地図をとかですね、それを見ていただいて疑義、或いは意見がある場合は、必ず総会日前までに事務局のほうに連絡をしていただきたいと思いますというふうに思います。総会当日にここはどうだろうかと言われてましても、ちょっと時間もかかったりする場合がございます。ので、議案書の間違いがないように努力しますが、どうしても、そういった形でここはどういうことだろうかとかいう場合は、議案書が届きまして中身を確認されてすぐですね農業委員会の事務局のほう名刺のほう65-7023が直通になっておりますがそちらのほうに登録をしていただいとってお電話をいただければと思います。配布しました議案書は十分注意をされて紛失のないように必ず保管をいただきたいと思います。かなりの確率で個人情報が入っていますので、それは十分注意をお願いしたいと思います。

それと4番ですね、農業委員の議事参与の制限等についてでございます。これはどういうことかといいますと、ご自分或いはそこに書いています世帯を異にする父母、兄弟、姉妹及び配偶者とか法人の役職者にあるものと身内といいますかご自分に関係するところは議事には参与できないとなっておりますので退席をいただきたいと思います、その時はご案内をいたします。(2)に農用地利用集積計画に係る案件については、委員個人に係る場合は議事参与の制限の対象とするとしております。近隣の状況を聞きましたらこれも個人の場合、法人の場合は別ですけど、集積の案件については退席か後ろのほうに行っていたらと思います。5番は和解仲介委員の指名ということですけど、そこに書いているとおりでございます。

6番小委員会でございます。農業委員会の円滑な運営を図るため、会長が必要と認め

る場合には小委員会を設置し、次の委員で構成するということで、その 地区の担当委員さん、事前調査委員さん、正副会長ということでございます。

7 番ですね、元前を含む農業委員が亡くなられた場合の取り扱いについてでございますが、農業委員会としては、葬儀参列、香典、生花等は一切行わないということにしております。当然ながらお知り合いとかご友人の場合は個人で行っていただくということになります。

会議等についてでございます。本日の総会もですけれども総会、事前調査の際の胸章新しい委員さんにもお配りしていると思っておりますけど、胸章というのがあります。こちらのほうはあと身分証明書の携帯は省略できると、会議の場合は付けなくてもいいということでございます。

8 ページをご覧ください。総会等の会議は1時間を目処に休憩を取ることとするということで、会長が議長でございますので、議長から、進行の流れを見ていただいて1時間を目途に休憩を取ることにはしたいと思っております。会議中の通信機器は電源又は着信音を切るということで、総会の冒頭に井上局長が申し上げますのでそちらのほうをお願いしたいと思います。4 番ですけれども会議を私用で中座する際は会議進行を妨げない。進行は議長が判断していただくことにしております。

それと5番最後ですけど市外での会議、視察等の際は胸章を必ず着用してください。他の委員会の方も必ず研修会付けて来てありますので必ずここに胸とかに付けてきてください。申し合わせ事項は以上でございます。

#### ○議 長

ありがとうございます。申し合わせ事項につきましてははもろもろ説明がありました。特に議案の取り扱いにつきましては、実務をこなしながらやっていただければいいと思います。説明のなかでご質問等あればお願いいたします。

#### ○委 員 (11 番)

書類ですたいね、前はシュレッダーで処分してくれと言われていたましたが、ある程度1年くらいとったがよかもんか、そこんにきを事務局のほうにお聞きしたいんですが。新しい委員さんもおられるのでお聞きしました。

#### ○事務局

今城戸委員さん言われましたけれども、総会の議案書ずっとたまっていきます。もちろん事務局のほうではですねきちんと保存年限が決まっていますので、その議案書はご

ございますから、例えば1年経ったらですねきちんと処分をいただくということでですね  
お願いをしたいと思います。ただ過去の事例でなんかこういうことどうだったかなと思  
われる場合は任期中の保管をでも結構だと思います。ただ結構溜まっていきますので確  
実に個人情報ありますので他の方の目に触れないところに保管していただいて必ずま  
あシュレッダーがあるところはシュレッダーにかけていただいて燃えるゴミになり  
捨てていただきたいというふうに思います。

#### ○議 長

一応、総会の議案の保存期間は1年ということで。

#### ○事務局

私共、市役所の保存期間とまたちょっと違いますけど、異なる取り扱いでいいのかな  
あとというふうに思いますので、できれば1年間は取っておいていただいて、任期中取っ  
といていいよといわれる方はですね3年間取っとしていただいて結構でございます。最  
低でも1年間くらいは保管をしていただいて、前のもちょっと見直しながらですねある  
と思いますから。

#### ○委 員（11番）

自分の地区担当の分は残しておくのは良かじゃいしらんばってん。関係なか分はある  
程度処分、溜まるばかりやんけんですね。

#### ○事務局

1年くらいは取っとしていただいて、後は適宜、きちんと処分をいただくと、それを  
徹底いただきたいと思います。

#### ○議 長

廃棄につきましては、各委員さん個人で責任をもって処分をしていただきたいと思  
います。他にありませんか。

#### ○委 員（5番）

5番田島です。申し合わせ事項の7項についてお伺いしたいと思います。農業委員会  
としては、元職前職についてはタッチしないということですが、連絡等もされないとい  
うことですか。連絡等も一切されないなら、現職の慶弔規定もありますし、7項は削除  
されたがいいんじゃないですか。あとは事務局で検討をお願いしたいと思います。

#### ○事務局

もし、現職の方が万一、

○委員（5番）

現職は、あるやんね。

○事務局

はい、ありますので、ありがとうございます。

○議長

これは必要ないということで、削除を求められておられるということですね。

○委員（5番）

意見です。

○議長

7項につきましては、事務局のほうで検討していただいて次回の総会で公表していただきたいと思います。

○事務局

9ページになります。筑後市農業委員互助会内規ということで、こちらに表記させていただいております。先ほど皆さまのほうから新規の方に関しては1万円徴収させていただいております。いま互助会の通帳が0円になっておりまして、この分を使用するっていうのは皆さまの総会の時、調査の時のお茶代の一部になっています。あとは皆さまが1年間に一度、視察研修を行っております。そちらのほうにこちらの金額をあてさせていただいているところです。

まず、内規のほうですね、この会は、筑後市農業委員会互助会といい、農業委員相互の親睦と互助共済を行なうことを目的としております。

会員の慶弔に対しては、別に定めるところにより金品を贈呈ということにしております。この会に次の世話人をおくと、互助会の会長は農業委員会会長をあてております。副会長に関しては農業委員会副会長をあてております。

この会の経費は、会費およびその他の収入をもって充て、事務局においてこれが経理にあたると、会費は、会員1人につき毎月2,000円とする。ただし、任期最初の会費は10,000円とさせていただいております。経費に不足を生じたときは追徴する。委員が辞任した場合及び任期が満了した場合は精算し、返還しております。

この会の運営は全員で協議して決める。ただし、軽易な事項は世話人会で決めることができる。会員としての新聞広告は、本会を通じて行うものとするということで、この内規は、令和5年7月20日から施行するということしております。

別紙のほうです。10ページですね。こちらの申合せ事項の内容です。慶弔見舞金ですね、に関しては表のとおりですね本人が結婚される場合は5,000円、あとは亡くなられた場合、20,000円の現金とさせていただきます。その他にですね生花だったり弔辞を送るということでさせていただいております。配偶者に関して委員さんの配偶者の場合は10,000円、同居の父母子は5,000円、同居の祖父母に関しては3,000円とさせていただきます。

委員さん本人が病気が等で入院された場合、30日以上入院で5,000円とさせていただきます。慶弔見舞金品を受けた者は、一切返礼を行わないものとするということで、申合せ事項として載せさせていただきます。内規については以上ですが、11ページですね、令和5年7月20日から来年の7月19日まで予算書の案としまして、収入の部ですね、会費がですね、10,000円の16人これを今回徴収させていただきます。あと毎月2,000円ですね16人分をあとの11カ月に関して会費としてさせていただきます。視察研修負担金、通常市のほうからもありますので、泊りに関しては12,000円がありますので、そちらのほうにあてています。あと雑入ということで預金利息とあとは農業新聞奨励金ということで書いておりますが、皆さま方が農業新聞毎週取られている分とか、市内の方が取られている分に関して、農業会議のほうから奨励金として収入が入っております。これを互助会のほうに入れさせていただきます。前年度繰越金は、0円としております。

支出です。先ほど慶弔見舞等申合せ事項に述べさせていただきましたが、そちらのほうの予算額として50,000円ですね、次に研修費ですねこちらが視察研修であったり総会事前調査とか研修会議に行かれた際の昼食代をですねこちらのほうに入れさせていただきます。あと手数料ということでこちらに書いておりますが、農業新聞代等を振込にさせていただいた時に必要な手数料として5,000円をあげております。あとはその他もろもろ予備費ということで66,960円ということで入れさせていただきます。以上で互助会の関係を終わりたいと思います。

#### ○議 長

申合せ事項が終わりまして、何かご質問、特に農業新聞関係のお話がありましたけど、これはもう新しい委員さんも含めて7月から8月から。いつからということで説明をお願いします。

#### ○事務局



継続の方々は、そのままさせていただいております。新規の方に関してはですねこちらで申し込みをさせていただいております。この農業新聞の購読の中止ですね、あとは購読を始めたい20日前後に決めないと次の月に影響してくるもので、もう申し込みをさせていただいている。農業委員さんとしてのお仕事の一環として新聞の購読も推進として入っていますので申し訳ありませんが、購読のほうよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○議 長

申合せ事項の説明がありましたけど、何かご質問があれば、

(異議なし 決定)

質問もないようですので、次の議事録署名人の指名ということですけど、その前に事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

本日の会議の議事録、毎回議事録を作った後に、委員のみなさんに署名をしていただくようになります。16ページをあけていただいでよろしいでしょうか。今日は議席が事前に決まっておらず、先ほど決まりましたので、上半分が議事録署名輪番表になりますので今日の分ですね、1番と2番の議席のですね松永委員と富安委員に願ひしたいと思います。あとずらっと委員さんのお名前が入るようになってきますので整理して皆さまに分かるようにしたいと思います。説明は以上です。

#### ○議 長

7月分については松永委員と富安委員に願ひしたいと思います。

以上を持ちまして第1回の農業委員会総会を終了いたします。どうも不慣れでお手数かけました。

午後4時35分 閉会